

奈良県児童虐待防止アクションプラン

<平成26年度～平成28年度>

I 基本的な考え方

児童虐待対策について、県では平成22年3月の虐待死亡事例から奈良県児童虐待対策検討会による提言を受けて、平成23年度に「児童虐待防止アクションプラン」（平成24年度一部改訂）を策定し、市町村、関係機関との連携のもとで各般の取り組みを実施してきました。

しかしながら、県内の児童虐待相談は依然として増加傾向にあり、平成24年度には、1200件（県受付分。市町村受付分は1717件）となっています。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものとの認識から、県民の理解と協力をいただきながら、県、市町村、関係機関が児童虐待の根絶に向けた取組をさらに充実強化する必要があります。

1 アクションプランの位置づけ

このアクションプランは、平成23年度に策定し、本年度に終期を迎える「奈良県児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、さらに児童虐待の防止に向けた取り組みを充実強化するため、県をはじめ市町村、関係機関等が実践するための具体的な行動計画として策定するものです。

本プランにより充実強化する主な視点

- ◇ 児童虐待発生原因を「探る」
実態調査によるリスク要因の分析、重症事例の分析
- ◇ 虐待発生後の子どもと家庭を「支える」
保護者への「寄り添い型」支援、子どもの自立支援

2 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成28年度の3年間とします。
なお、新たに盛り込む必要のある事項が生じた場合は、適宜見直しを行います。

3 構成

児童虐待防止に向けた5つの行動目標と14の主要項目により構成し、具体的な取組内容及び評価指標、実行指標等を記載しています。

4 進行管理

毎年度、実施状況を確認し、実行指標等の達成度などの進行管理を行うとともに、公表します。

Ⅱ 児童虐待防止に向けた行動目標、具体的取組内容

行動目標Ⅰ 虐待の実態把握と要因分析

年々増加する児童虐待の対応件数を通告経路別にみると、近隣知人からの通告及び関係機関からの通告の増加が顕著です。

(近隣知人/H24:283件 対H20比較で3倍、警察/H24:158件 対H23比較で2倍)

このことは、啓発等の取り組みにより、社会問題として児童虐待の認知の広がりや関係機関の連携の進展により潜在化していた事例が顕在化し、対応件数の増加につながっていることが考えられます。また、重症度の高い事例（アセスメントによる最重度、重度）も増加しています。

このような虐待の発生を未然に防止するために、発生の要因をしっかりと把握することが重要です。このため実態調査を実施し、虐待に至るおそれのあるリスク要因の分析等を行い、児童虐待の根絶に向けた取り組みに反映させるものとします。

【主要項目と具体的取組内容】

1 児童虐待の実態等の検証

①虐待相談の実態把握

- ・県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析
- ・こども家庭相談センターにおける虐待相談の実態調査と要因分析 等

②重症事例の検証

- ・こども家庭相談センターにおける重症事例の検証 等

行動目標Ⅱ 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

少子化や核家族化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化などから、子育て中の親の不安感・負担感が増加しています。また、奈良県は専業主婦率・核家族率が全国でも高く、子育てが孤立しやすい環境にあります。

(子育てに心理的・精神的な不安・負担を強く感じている母親13.3%：H25奈良県子育て実態調査)

このような子育て環境の中で、不安や悩みを相談できずに家庭の中で一人で子育てを抱え込むことがないように、地域社会全体で子育て家庭に寄り添い、支えるという意識を県民一人一人がもつことが重要です。このため、オレンジリボンキャンペーンや各種イベント等による啓発を推進するとともに、これから親となる若年者を対象とした啓発にも取り組みます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 地域における見守り活動の強化

①地域における子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点等における子育て支援
- ・子ども・子育てに関する情報の提供（「子育てネットなら」の運営）
- ・企業等による子育て支援（「なら子育て応援団」の運営） 等

②民生委員・児童委員活動の強化

- ・乳児家庭全戸訪問など地域の見守り活動における連携 等

2 啓発活動の推進

①地域で子育て家庭を見守る意識の醸成

- ・県内大学や県民会議等と連携した親子向けイベントの開催 等

②オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発

- ・県と市町村合同によるオレンジリボンキャンペーンの実施 等

③若年者を対象とした啓発活動の推進

- ・これから親になる若年者向けの啓発 等

行動目標Ⅲ 虐待の予防と早期の対応

未然防止及び早期対応の取り組みは、これまでの児童虐待アクションプランにおいて重点的に実施してきたところであり、例えば母子保健分野では、乳幼児健康診査（3～5か月児）未受診児の現認率の向上（H22:36.1%→H24:78.8%）、子育て支援分野では、乳児家庭全戸訪問事業の実施（H22:28市町村→H24:38市町村）及び養育支援訪問事業の実施（H22:21市町村→H24:27市町村）等の成果がみられるところです。

しかしながら、児童虐待対策の最も根治的な対策は、虐待を発生させないための未然防止の取り組みが重要であることから、今後も妊娠・出産・乳幼児期の家庭への切れ目のない支援や要保護児童対策地域協議会を中心とした包括的な支援を継続して、着実に進めていきます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 母子保健活動との連携強化

①妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援

- ・産後の悩みに対応した妊娠期の両親教育プログラムの実施
- ・乳幼児健診未受診児の現認の実施 等

②医療機関と連携した支援

- ・特定妊婦の把握・支援における産科医療機関との連携強化
- ・連携強化のための医療関係者への研修会の実施 等

2 子育て支援の充実

①養育力を高めるための子育てプログラムの推進

- ・保護者向けペアレント・トレーニング講座の実施 等

②学校教育におけるプログラムの推進

- ・思春期保健対策としての健康教育の推進（出前授業の実施） 等

③若年者を対象とした啓発活動の推進【再掲】

④子育て支援事業の充実

- ・ショートステイ、一時預かり事業の推進 等

⑤訪問型（アウトリーチ）子育て家庭支援の推進

- ・乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の訪問員養成研修の実施 等

⑥地域における子育て支援の充実【再掲】

⑦民生委員・児童委員活動の強化【再掲】

3 虐待通報対応の充実・強化

①県と市町村のリスクアセスメントの共有

- ・要対協実務マニュアルを活用した要対協関係者研修の実施 等

②通報受理時の情報の共通化

- ・県と市町村における虐待事例の情報（要因分析に必要な情報）の共通化 等

4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

①要対協の活性化

- ・こども家庭相談センターと市町村要対協との連携強化（各センター管轄毎に地域ネットワーク会議を開催） 等

行動目標Ⅳ 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

児童虐待対策のうち、虐待の発見から通告、相談、子どもの保護に至る対応については、これまでの取り組みの中で、一定の枠組みが構築されてきたと考えられます。

(要保護児童対策地域協議会実務マニュアルの策定[H24]、市町村要対協における個別ケース検討会議開催回数の増[H22:558回→H24:774回]等)

今後は、虐待の再発防止や虐待の世代間連鎖の断絶に向けて、一時保護所や養護施設等入所時における子どものケア及び退所後の家族再統合や子どもの自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

(H23：全国の児童虐待死亡事例58名中、10名は施設入所経験のある児童)

このため、養護施設等における家庭的養護を促進する計画の策定や虐待を行った保護者に対する家族再統合プログラムの実施、施設退所後の児童の就労など自立支援に向けた取組の検討に新たに取り組めます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 一時保護の機能充実

①一時保護所の機能の充実

- ・支援内容の改善（個別支援の充実、社会スキル訓練プログラムを活用した児童へのグループワークの実施） 等

2 社会的養護体制の充実

①家庭的養護推進計画の策定

- ・家庭的養護推進計画の策定（平成26年度） 等

②里親制度の推進

- ・里親制度周知のための啓発活動の実施
- ・児童を委託している里親への支援（情報交換会、レスパイトケアの実施） 等

3 被虐待児等へのケアの充実

①児童養護施設等におけるケア機能の充実

- ・小規模化の推進（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）
- ・施設職員の資質向上（児童養護施設等職員キャリアアップ研修の実施） 等

4 家族の再統合、子どもの自立への支援

①家族の再統合に向けた支援

- ・家族再統合プログラムの活用による保護者への支援 等

②家庭復帰後の支援・見守り体制の充実

- ・県と市町村等の連携による見守り体制の強化 等

③施設等退所後の児童への自立支援

- ・施設等退所児の交流の促進
- ・施設等退所児の就労・生活支援の体制の構築 等

行動目標Ⅴ 子どもと家庭を支援する体制づくり

県においては、年々増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、県内2か所のこども家庭相談センターに児童虐待に対応する「こども支援課(係)」を設置する等、体制整備・機能強化に取り組んできました。また、中央こども家庭相談センターの整備を行い、一時保護所の機能強化も図りました。

(一時保護所の整備：居室4室→9室、学習室1室→2室、学習支援員の配置等)

一方、児童福祉法改正により、平成17年度から児童家庭相談業務が市町村の事務として位置づけられたことから、市町村においても児童虐待相談に対応できる体制整備が求められています。

(児童虐待対応の体制を拡充した市町村：34市町村[H24年度末現在])

今後も、増加が予測される虐待相談に対応するため、県・市町村及び学校や医療機関等の関係機関の連携体制の強化、こども家庭相談センター職員等による市町村への巡回相談等による市町村体制の充実等の取り組みを進めます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

①福祉・保健・教育等の児童虐待に関わる連携強化

- ・保育・教育機関との連携促進（未所属児童実態調査における連携等）
- ・医療機関との連携促進（特定妊婦の把握における連携等）
- ・母子保健・児童福祉部門の連携促進（健診未受診児現認における連携等） 等

②県と市町村の役割分担

- ・要対協実務マニュアルにおける役割分担の確認と周知徹底
- ・個別ケースにおける連携方法（主担当・副担当）の確認と周知徹底 等

③市町村間の情報提供ルールの確立

- ・養育支援が必要な家庭等の転居時における情報提供、情報共有方法の検討 等

2 市町村の組織体制の充実・強化

①虐待相談対応の組織・体制の整備

- ・虐待相談対応職員、家庭児童相談員の適正配置 等

②職員の専門性の向上

- ・地域における関係機関の共通認識や専門性を向上させるための市町村主催研修
- ・県による市町村職員等を対象とした研修の実施
- ・こども家庭相談センターにおける市町村支援担当職員の配置 等

3 県の組織体制の充実・強化

①虐待相談対応の組織・体制の整備

- ・こども家庭相談センターにおける虐待相談対応職員の適正配置 等

②職員の専門性の向上

- ・専門性を向上させるための研修の実施、国等が実施する専門研修への参加
- ・スーパーアドバイザーチーム活用による専門性の向上 等

③こども家庭相談センターの整備

- ・高田こども家庭相談センターの整備 等
(虐待相談件数の増加及び相談環境の改善を目的として改修工事の実施)